

## 蒲郡市WEBページ広告取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、蒲郡市広告掲載要綱(平成19年4月1日施行。以下「要綱」という。)の規定に基づき、蒲郡市が管理するWEBページ(以下「市WEBページ」という。)への広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類及び範囲)

第2条 市WEBページに掲載する広告はバナー広告(以下「広告」という。)とし、広告の範囲は、要綱第3条に定めるところによるものとする。

(広告の掲載位置及び掲載枠数)

第3条 広告の掲載位置及び枠数は、次のとおりとする。

(1) 掲載位置

ア 市WEBページトップページ最下部(以下「アンダーバナー枠」という。)に掲載する。

イ 掲載順はトップページを表示する都度、ランダムに決定する方式とする。

ウ 災害発生時において市WEBページトップページが災害情報周知専用ページとなった場合は、広告は別のページに掲載する。

(2) 掲載枠数

アンダーバナー枠に掲載する広告は12枠を上限とする。ただし、掲載期間の重複等により上限を超えて掲載する場合がある。

(広告掲載期間)

第4条 広告を掲載する期間は、原則として毎月1日から月末の前日までの1月を単位とし、毎月末は掲載広告の入れ替え等を行うためのメンテナンスをするための日(以下「掲載広告メンテナンス日」という。)とする。ただし、月末が休日(土曜日、日曜日、休日および年末年始(12月29日から1月3日))に当たる場合の掲載広告メンテナンス日は、市が別に定めるものとする。

2 連続する掲載期間は、最大24月とする。

3 広告掲載期間が複数月にわたる場合は、掲載期間内における掲載広告メンテナンス日においても引き続き掲載を行うものとする。

4 広告掲載期間において、市の都合により市WEBページを閉鎖した時間が生じたときは、閉鎖した時間から掲載期間内のメンテナンス日において広告掲載を行った時間を控除した残りの時間を24時間で除して得た日数(1日未満の端数は切り捨てる。)に相当する期間、掲載日数を延長する。

(広告の掲載規格)

第5条 広告の掲載規格は、次のとおりとする。

(1) ファイル形式 GIF又はJPEG形式の電子データで静止画

(2) サイズ及びデータ容量

サイズ 上下55ピクセル 左右180ピクセル

データ容量 20KB以下

(3) デザイン及び色彩

文字色と背景色のコントラストは十分にとり、背景に模様のある画像や写真などを使用する場合は、文字の周りを縁取るなどして文字を読みやすくするよう配慮すること。また、文字やイラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるようにすること。なお、人物写真及び特定の人物の似顔絵の使用は禁止とする。

2 次の表記は使用しないこととする。

(1) 「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン

(2) アラートマーク

(3) ラジオボタン

(4) テキストボックス（入力できるように見えるもの。）

(5) プルダウンメニュー（下に選択肢があるように見えるもの。）

（広告の募集方法）

第6条 市長は、広告の募集を市WEBページ等により行うものとする。

（広告掲載の申込み）

第7条 市WEBページへの広告掲載を希望する者は、蒲郡市WEBページ広告掲載申込書（第1号様式）に別に定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。この場合において、同一の内容又はリンク先の広告については、複数枠の掲載申込をすることができないものとする。

2 広告掲載の継続を希望する者は、蒲郡市WEBページ広告掲載継続申込書（第2号様式）を市長に提出しなければならない。なお、内容変更がある場合には、蒲郡市WEBページ広告申込内容変更届（第3号様式）に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（広告掲載の決定等）

第8条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、要綱第6条の規定により広告掲載者を決定するものとする。

2 市長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果ならびに掲載内容、条件等について広告掲載希望者に対し、蒲郡市WEBページ広告掲載・不掲載決定通知書（第4号様式）により通知する。

(広告掲載料)

第9条 広告掲載料は、類似する広告の市場価格等を勘案し、市長が定めた額とする。

- 2 広告掲載決定通知を受けた者(以下「広告主」という。)は、市長が指定する期日までに会計年度ごとの広告掲載料を原則として一括前納するものとする。ただし、4月期に掲載を開始する広告に係る広告掲載料及び複数年度の広告掲載で翌年度以降の広告掲載料は、この限りではない。

(広告データの作成等)

第10条 広告主は、掲載用の広告データを第5条の規定に基づき作成し、市長が指定する期日までに提出するものとする。

- 2 広告データは、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

(広告内容等の変更)

第11条 市長は、広告の内容、デザイン及びリンク先のWEBページの内容等が法令等に違反しているとき、若しくはそのおそれがあるとき、又はこの要領に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めるものとする。

(広告主の届出義務)

第12条 次の各号のいずれかに該当するときは、広告主は、蒲郡市WEBページ広告申込内容変更届により、変更を希望する日の10日前まで、又は掲載継続の申込み時に市長に届け出なければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 広告を差し替えるとき。
- (2) リンク先ホームページのアドレスを変更するとき。
- (3) リンク先ホームページに障害等が発生したとき。
- (4) 前3号に規定するもののほか、蒲郡市WEBページ広告掲載申込書、蒲郡市WEBページ広告掲載継続申込書、又は添付書類の記載内容に変更があったとき。

(広告掲載の取消し等)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載を取消し、又は広告の掲載を一時停止することができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料の納付をしないとき、又は納付する見込みがないとき。
- (2) 指定する期日までに広告データの提出がないとき。
- (3) 広告の内容又はリンク先のWEBページの内容等が変更され、広告掲載の基

準に反している場合又はそのおそれがある場合であって、市長が必要と認めるとき。

(4) 前各号に規定するもののほか、市WEBページへの広告掲載が適切でないと市長が判断したとき。

2 市長は、前項の規定により広告の掲載を取り消したとき、又は広告の掲載を一時停止したときは、蒲郡市WEBページ広告掲載取消し等通知書（第5号様式）により広告主に通知するものとする。

（損害賠償請求）

第14条 前条第1項第3号及び第4号に該当する事由により市が損害を被った場合は、市長は広告主に対し、損害賠償請求を行うことができるものとする。

（広告掲載の取下げ）

第15条 広告主は、自己の都合により市WEBページへの広告掲載を取り下げることができるものとする。

2 前項の規定により広告主が広告掲載を取り下げるときは、蒲郡市WEBページ広告掲載取下げ届（第6号様式）により広告掲載の取り下げを希望する日の1週間前（複数月の広告掲載の決定を受けた広告主にあつては、1月前）までに市長に申し出なければならない。

（広告掲載料の還付）

第16条 広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責めに帰さない事由により広告の掲載ができなくなったときは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により還付する広告掲載料は、広告の掲載ができなくなった日の属する月の翌月（ただし、広告の掲載ができなくなった日が月の初日の場合はその月）以降分に相当する納付済額とする。

3 前項の規定により還付する広告掲載料には、利子を付さない。

4 広告掲載料の還付を受けようとする者は、蒲郡市WEBページ広告掲載料還付請求書（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

（広告主の責任等）

第17条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

（その他）

第18条 この要領に定めるもののほか、市WEBページへの広告掲載について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要領は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年5月19日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年1月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年3月2日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年1月12日から施行する。

第1号様式（第7条関係）

蒲郡市WEBページ広告掲載申込書

年 月 日

蒲郡市長 様

所在地

名 称

代表者氏名

電 話

蒲郡市WEBページへの広告の掲載について、蒲郡市WEBページ広告取扱要領第7条の規定に基づき、次のとおり申し込みます。

なお、蒲郡市WEBページに広告を掲載するにあたり、蒲郡市広告掲載基準第3条に記載する業種又は事業者ではないことを誓います。

リンク先アドレス	http://
掲載希望期間	年 月から 年 月まで（ か月間）
広告の概要	※広告リンク先の事業者名、広告で使用するフレーズなど
広告リンク先の内容	※広告リンク先ページの内容を記載
本申込みに係る担当者等	担当部署： 担当者氏名： 電話番号： FAX： E-MAIL：
提出書類	・広告データ（案） ・会社案内等（申込者及び広告リンク先の概要が分かるもの）
同意事項	申込みにあたっては、蒲郡市広告掲載要綱、蒲郡市広告掲載基準、蒲郡市WEBページ広告掲載取扱要領、蒲郡市WEBページ広告募集要項の内容を遵守します。 また、市税の納付状況を市が調査することを承諾します。

第2号様式（第7条関係）

蒲郡市WEBページ広告掲載継続申込書

年 月 日

蒲郡市長 様

所在地

名 称

代表者氏名

電 話

蒲郡市WEBページへの広告の掲載について、蒲郡市WEBページ広告取扱要領第7条の規定に基づき、次のとおり継続して申し込みます。

掲載希望期間	年 月から 年 月まで（ か月間）
前回申込み時からの 内容変更の有無	変更なし ・ 変更あり（○で囲んでください） ※変更ありの場合には、併せて蒲郡市WEBページ広告 申込内容変更届（第3号様式）に必要な書類を添付し て申込みをしてください。
本申込みに係る 担当者等	担当部署： 担当者氏名： 電話番号： FAX： E-MAIL：
同意事項	申込みにあたっては、蒲郡市広告掲載要綱、蒲郡市広 告掲載基準、蒲郡市WEBページ広告掲載取扱要領、蒲 郡市WEBページ広告募集要項の内容を遵守します。 また、市税の納付状況を市が調査することを承諾しま す。

第3号様式（第7条・第12条関係）

蒲郡市WEBページ広告申込内容変更届

年 月 日

蒲郡市長 様

所在地

名 称

代表者氏名

電 話

蒲郡市WEBページの掲載広告について、蒲郡市WEBページ広告取扱要領第7条及び第12条の規定に基づき、次のとおり変更したいので届け出ます。

変更項目	変更内容	変更年月日

※必要に応じて、変更内容の分かる書類又は広告データを添付すること。



蒲郡市WEBページ広告掲載・不掲載決定通知書

様

蒲郡市長



年 月 日付けで申込みのあった広告の掲載について、次のとおり決定いたしましたので、蒲郡市WEBページ広告取扱要領第8条の規定に基づき、通知します。

決定区分	<input type="checkbox"/> 掲載する
	<input type="checkbox"/> 掲載しない。 (理由)
掲載期間	年 月 日から 年 月 日まで
広告データについて	<p>広告データは、既に提出をいただいているものを正式な広告データとして使用します。ただし、新規掲載であって申込み時に提出された広告データ（案）を変更する場合は掲載開始日の5日前までに変更後の広告データを提出してください（微細な変更に限る）。</p> <p>なお、掲載後の変更を行う場合は「蒲郡市WEBページ広告申込内容変更届（第3号様式）」を提出してください。</p>
広告掲載料	<p>総額 円</p> <p>※ 広告掲載料の納付は、年度ごとになります。 (総額のうち、 年度分の広告掲載料 円)</p>
納付期限	<p>年度分の掲載料金については、年 月 日までに、同封の納入通知書により納付してください。</p>
その他	<p>指定する期日までに広告掲載料の納付がないときは、蒲郡市WEBページ広告取扱要領第13条第1項第1号の規定により、広告の掲載を取消し、又は一時停止することがあります。</p>

蒲 第 号  
年 月 日

蒲郡市WEBページ広告掲載取消し等通知書

様

蒲郡市長



年 月 日付で申込みのあった広告の掲載について、次のとおり掲載取消し等が決定いたしましたので、蒲郡市WEBページ広告取扱要領第13条の規定に基づき、通知します。

決定区分	<input type="checkbox"/> 掲載の取消し
	<input type="checkbox"/> 掲載の一時停止
取消し等の広告	
取消し等の日	年 月 日
取消し等の理由	

第6号様式（第15条関係）

蒲郡市WEBページ広告掲載取下げ届

年 月 日

蒲郡市長 様

所在地

名 称

代表者氏名

電 話

蒲郡市WEBページの掲載広告について、蒲郡市WEBページ広告取扱要領第15条の規定に基づき、次のとおり掲載を取り下げたいので届け出ます。

取下げ日	年 月 日
取下げ理由	

第7号様式（第16条関係）

蒲郡市WEBページ広告掲載料還付請求書

年 月 日

蒲郡市長 様

所在地

名 称

代表者氏名

電 話

蒲郡市WEBページの広告掲載料について、蒲郡市WEBページ広告取扱要領第16条の規定に基づき、次のとおり還付を請求します。

還付請求理由	
還付請求期間	年 月から 年 月まで（計 か月間）
請求金額	円
振込先金融機関	銀行 本店 農業協同組合 支店 信用金庫 支所 信用組合
預金種目	1 普通 2 当座 3 貯蓄 4 その他
口座番号	
(フリガナ)	
口座名義人	

※還付請求期間の始期は広告の掲載ができなくなった日の属する月の翌月（ただし、広告の掲載ができなくなった日が月の初日の場合はその月）

※口座名義人は、請求者本人としてください。